

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 1897
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 1898

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 1904

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始【上下水道局下水道部下水道計画課】 1908

北九州市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
5275	美原町8号線	前	北九州市八幡西区美原町304番7地先から 北九州市八幡西区美原町294番13地先まで	4.1 ～ 4.3	112.2
		後	北九州市八幡西区美原町303番7から 北九州市八幡西区美原町294番13地先まで	6.7 ～ 19.4	

北九州市告示第298号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区内自転車放置禁止区域外	2台	平成26年4月11日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区内自転車放置禁止区域外	1台	平成26年 4月1日	
	2台	平成26年 4月9日	
	1台	平成26年 4月14日	
	1台	平成26年 4月15日	
	2台	平成26年 4月16日	
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	69台	平成26年 4月9日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	42台	平成26年 4月22日	
JR西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	18台	平成26年 4月14日	
JR南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	平成26年 4月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
上記以外の小倉北区内自転車放置禁止区域外	3台	平成26年 4月1日	
	2台	平成26年 4月4日	
	4台	平成26年 4月7日	

	18台	平成26年 4月9日	
	3台	平成26年 4月11日	
	4台	平成26年 4月15日	
	3台	平成26年 4月18日	
	2台	平成26年 4月21日	
	3台	平成26年 4月23日	
	2台	平成26年 4月25日	
モノレール徳力嵐山口 停留所周辺地区自転車 放置禁止区域	3台	平成26年 4月25日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
JR下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	13台	平成26年 4月8日	
JR朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成26年 4月17日	
上記以外の小倉南区内 自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 4月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所

	2台	平成26年 4月2日	
	2台	平成26年 4月7日	
	2台	平成26年 4月11日	
	4台	平成26年 4月14日	
	4台	平成26年 4月16日	
	4台	平成26年 4月22日	
	4台	平成26年 4月25日	
	1台	平成26年 4月30日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2台	平成26年 4月21日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	1台	平成26年 4月22日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成26年 4月1日	
上記以外の若松区内自 転車放置禁止区域外	5台	平成26年 4月1日	

	3台	平成26年 4月8日	
	2台	平成26年 4月22日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7台	平成26年 4月16日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区内 自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 4月9日	
	15台	平成26年 4月15日	
	2台	平成26年 4月21日	
	3台	平成26年 4月25日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成26年 4月18日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	35台	平成26年 4月23日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	12台	平成26年 4月10日	
上記以外の八幡西区内 自転車放置禁止区域外	23台	平成26年 4月9日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所

J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	30台	平成26年 4月24日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9台	平成26年 4月15日	
上記以外の戸畑区内自 転車放置禁止区域外	2台	平成26年 4月11日	
	2台	平成26年 4月14日	
	5台	平成26年 4月17日	
	1台	平成26年 4月21日	
	7台	平成26年 4月22日	

北九州市公告第 387 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 26 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
C A S M 門 司
北九州市門司区大里本町三丁目 10 番 75 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社キャズム門司開発
福岡県飯塚市有井 334 番 10 号
代表取締役 野見山俊之
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
未定
イ 変更後
ダイレックス株式会社
代表取締役 大寫秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地
- 4 変更の年月日
(1) 平成 26 年 4 月 28 日
- 5 変更する理由
小売業者決定に伴う変更
- 6 届出年月日
平成 26 年 4 月 28 日
- 7 縦覧場所
(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年5月22日から同年9月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年9月21日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 388 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 26 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
C A S M 門 司
北九州市門司区大里本町三丁目 10 番 75 号
- 2 大規模小売店舗の設置者
福岡県飯塚市有井 334 番 10 号
株式会社キャズム門司開発
代表取締役 野見山 俊之
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
 - ア 変更前
建物北、東側 24 台
 - イ 変更後
建物東側 24 台
 - (2) 廃棄物保管施設の位置及び容量
 - ア 変更前
建物南側 8.49 m²
 - イ 変更後
建物北側 8.81 m²
- 4 変更する年月日
平成 26 年 12 月 29 日
- 5 変更する理由
テナント決定により、施設配置を見直した結果、駐輪場及び廃棄物保管施設の位置に変更が生じたため。
- 6 届出年月日
平成 26 年 4 月 28 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号
北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年5月22日から平成26年9月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年9月21日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体によってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局告示第29号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月22日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成26年5月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉南区大字市丸の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式
北九州市小倉南区大字市丸内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター